

金融行政方針

かつての「監督方針」「検査基本方針」は「金融モニタリング基本方針」を経て、「金融行政方針」に進化した。金融行政は全体として何を目指すのか。また、金融機関は検査・監督の一体的な運用を通じて何を求められているのか。「平成27事務年度 金融行政方針」の背景とポイントを解説する。

「平成27事務年度 金融行政方針」の背景とポイント

金融機関の創意工夫を促す金融行政

金融庁長官

森 信親



金融庁は本年9月18日に「平成27事務年度 金融行政方針」を公表した。これまで、「監督方針」「検査基本方針」あるいは「金融モニタリング基本方針」というかたちで、監督や検査の考え方を示してきたが、

金融庁が所管する直接金融と間接金融、国内金融と国際金融の間はシームレスである。そこで、今回、全体として金融行政が何を目指すかを明確にするとともに、その実現に向け、いかなる方針で金融行政を行っていくかについて、金融界のみならず、内外

の投資家や企業、一般の方と認識の共有を図らせていただくため、「金融行政方針」を策定することとした。

こうしたかたちで、われわれの考え方をできるだけわかりやすく公表することは、行政の透明性向上にも資すると考える。皆さまに当方針を読んでいただき、金融行政に対するご意見やご批判をいただくことも狙いの一つである。批判や意見を受けて、改めるべき点を改めることが、金融行政の質の向上につながるものと信じており、こ

うした外部からの批判や議論が常に入る「開かれた体制」を構築していきたいと考えている。

本方針については、PDCAサイクルを強く意識し、その進捗状況や実績等を継続的に評価し、2016年6月をメドに「金融レポート（仮称）」として公表するとともに、その評価を翌事務年度の金融行政方針に反映させることとする。

なお、本方針は、金融庁の施策を網羅的に述べたものではない。また、15年9月時

点での経済金融情勢等をふまえて作成されたものであり、今後、必要に応じて見直す

I 金融行政の目的

金融行政の目指すもの

金融とは身体を巡る血液のようなものであり、資金が適切に供給されていくことで、経済成長や国民の生活の向上が図られることが重要である。こうした考え方をふまえ、金融行政方針では、その冒頭部分で金融行政が何を指すかを明らかにしている。すなわち、金融をとりまく環境が急激に変化するなかにおいても、

- ①景気のサイクルに大きく左右されることなく、質の高い金融仲介機能（直接金融・間接金融）が発揮されること、
 - ②こうした金融仲介機能の発揮の前提として、将来にわたり金融機関・金融システムの健全性が維持されるとともに、市場の公正性・透明性が確保されること、
- を通じ、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生が増大もたらされることが重要であり、金融庁としては、このような姿の実現を目指し、金融行政を行っていく。

金融・経済の環境変化への対応

ことがあるという点についてはご留意いただきたい。

金融行政をとりまく経済・市場の環境は急激に変化している。世界経済の成長率は、08年のリーマンショック前と比較して、先進国・新興国双方において趨勢的に低下している。こうしたなか、世界各国の中央銀行による金融緩和が実施されているほか、国際的な金融規制の強化が進展している。

この間、世界的には経済成長を上回るペーシングでのリスク資産価格の上昇が総じてみられていることに加えて、国際的な金融規制の強化により銀行セクターはレバレッジを低下させる一方で、ミューチュアルファンドやETF等のノンバンクの資産規模が拡大している。最近ではストレス発生時における市場の流動性低下等の懸念が増大しており、世界経済・市場の将来についての不確実性は高まりつつある。

II 金融行政の目指す姿・重点施策

前記のような目的を達成するため、金融庁がとくに重点的に取り組んでいく施策として、当方針では六つの重点施策（①活力ある資本市場と安定的な資産形成の実現、市場の公正性・透明性の確保、②金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保、③顧客の信頼・安心感の確保、④I

また、IT技術の急速な進展により、金融にも大きな変革の動きがみられている。

FinTechと呼ばれる金融・IT融合の動きが、金融業や市場の姿を大きく変えていく可能性が高まっている一方で、サイバー攻撃の脅威により、サイバーセキュリティの確保は金融システム全体の安定にとって喫緊の課題となっている。同時に、アルゴリズム取引等のIT技術を駆使した取引が市場に及ぼす影響も増大している。

他方、わが国においては、人口減少と高齢化がさらに進展することが予測されており、こうした変化を先取りした金融仲介や資産運用のあり方を検討していく必要がある。

以上をふまえ、金融庁としては、金融システムの安定を維持し、金融仲介機能の適切な発揮を促すことにより、デフレからの脱却を目指す政府の取組みを金融面から支援していくとともに、本方針に記載する施策について重点的に取組みを進めていく。

IT技術の進展による金融業・市場の変革への戦略的な対応、⑤国際的な課題への戦略的な対応、⑥その他の重点施策）を掲げている。このなかには継続的な施策・新規の施策ともに含まれているが、ここでは紙幅の都合もあり、以下の四つの施策について説明させていただきたい。

活力ある資本市場と安定的な資産形成の実現、市場の公正性・透明性の確保

これまで長期にわたりデフレが継続してきたこともあり、わが国の家計金融資産や、公的年金をはじめとする機関投資家の運用資産は、現預金や国内債券等の元本保証型の商品を中心に運用され、株式等のリスク資産への投資は進まないという状況が続いてきた。金融機関も、こうした状況の継続を前提とした経営や資産運用を行い、また、そのことがさらに状況を固定化させてきた面もあると考えられる。

デフレの継続下においては、家計や機関投資家のこうしたリスクテイクに慎重な行動には一定の合理性があったと考えられるが、デフレからの脱却と経済の持続的成長を目指す経済環境下においては、従来とは異なった資金の流れの実現により、資金の出し手、受け手（運用業者等）、仲介業者のいずれにとつてもよりバランスのとれた姿が実現されることが望まれる。金融庁としては、こうした変化をふまえ、以下の課題を解決することにより、経済の持続的な成長に資する、より良い資金の流れの実現を目指していく（図表）。

第一に、家計の金融資産の過半は現預金となっており、資産運用の中長期的リターンも株式等への投資割合が高いアメリカ等に比べて低位にとどまっているほか、金融

リテラシーの向上が課題となっている。わが国がデフレからの脱却過程にあることや、わが国の人口の伸びが世界と比べ低位にあること等をふまえると、中長期的かつグローバルな分散投資を投資時期も分散させながら（累積投資により）着実に進めることを通じ、より安定的な資産形成の実現を目指すことが望ましい。

第二に、機関投資家・資産運用業者は、それぞれが運用する資金の性格・規模に見合う運用・リスク管理の高度化を進めることが課題となっている。投資リターンを安定的に向上させていくためには、それぞれの

〔図表〕 活力ある資本市場と安定的な資産形成の実現に向けた課題と目指すべき姿

課題	目指す姿
家計 <ul style="list-style-type: none"> 金融資産の過半が現預金 資産運用のリターンが低い 金融リテラシーの向上が課題 	家計 <ul style="list-style-type: none"> 中長期・分散投資の促進を通じた、より安定的な資産形成の実現
機関投資家／運用業者 <ul style="list-style-type: none"> 資金の性格・規模に見合う運用・リスク管理の高度化が課題 	機関投資家／運用業者 <ul style="list-style-type: none"> 運用・リスク管理の高度化によるリターンの安定的な向上 高度な金融人材の集積 投資先企業への建設的なエンゲージメントによる企業価値向上
販売会社（銀行、証券会社、保険会社等） <ul style="list-style-type: none"> 手数料稼ぎを目的とした投信の回転売買等 手数料の透明化等も課題 	販売会社（銀行、証券会社、保険会社等） <ul style="list-style-type: none"> 真に顧客のためになる質の高い金融商品・サービスの提供
市場・経済 <ul style="list-style-type: none"> リスクマネーの供給が不十分 グローバルな金融機関（運用/仲介）のプレゼンスが小さい 	市場・経済 <ul style="list-style-type: none"> リスクマネーの適切な供給 厚みのある株式市場・社債市場等の発展、清算・振替機能の強化 グローバルな金融機関の集積による市場活性化 質の高い市場情報の流入

ガバナンスを改善し、高度な金融人材を累積させることが必要であるほか、建設的なエンゲージメントを通じて投資先企業の企業価値向上を促していくことも重要である。

第三に、販売会社については、従来、投資信託の回転売買等手数料稼ぎを目的とした顧客本位とはいえない経営の問題が指摘されているほか、顧客が支払っている手数料の透明化等についても改善の余地が残されている。販売会社が、真に顧客のためになる質の高い金融商品・サービスを提供することで、顧客の安定的な資産形成が促進され、顧客が投資により成功体験を得ることの結果として中長期的に販売会社の収益が確保される、という姿を目指していくことが望まれる。

こうしたなか、わが国市場・経済の現状をみると、成長資金を真に必要とする主体に対するリスクマネーの供給はまだまだ十分との指摘があり、資産運用や金融仲介を担うグローバルな金融機関のプレゼンスも小さい。家計、機関投資家・資産運用業者、販売会社それぞれにおいて前記の姿が実現されることは、リスクマネーの適切な供給や、厚みのある株式市場・社債市場等の発展、グローバルな金融機関のわが国への集積につながり、より活力ある市場の実現を可能とするものである。そうした市場では、質の高い国際情勢や経済・金融についての情報が迅速に共有されることが可能になる。

これらの取組みは、家計や金融機関など各主体の行動を変えることで、資金の流れを変え、より良い均衡を実現させようというものであり、政府全体として推進するデフレ脱却という目標にも合致するものである。日本は長期にわたる経常赤字により、膨大な資産大国となっている。高齢化の進展等をふまえると、これらの蓄積した資産をいかに上手に運用するかは重要な課題である。

また、こうした活力ある市場を実現させる前提として、市場の公正性・透明性の確保は欠かすことのできないものである。金融庁としては、経済の持続的な成長に資する、より良い資金の流れの実現とあわせて、その不可欠な前提として、市場の公正性・透明性の確保に向けた取組みを推進していく。

(1)経済の持続的な成長に資する、より良い資金の流れの実現

経済の持続的な成長に資する、より良い資金の流れの実現のため、金融庁として取り組んでいく施策には以下のものが含まれる。

①NISAのさらなる普及と制度の発展

家計における中長期的安定的資産形成を促すとの観点から、NISAおよびジュニアNISAのさらなる普及と制度の発展を目指す。昨年から導入されたNISAは、口座数が921万口座、総買付額は5兆1

936億円（15年6月末時点）と着実に増加しているが、その過半は60歳以上となっていることもふまえ、金融リテラシー向上のための金融経済教育等を推進することで、とくに若年層への浸透を図っていくほか、NISA特設サイトの開設等、広報活動を充実させる。また、NISAの利用状況や販売されている商品内容および販売態勢等について総合的な制度の効果検証を実施する。

②企業統治改革を「形式」から「実質の充実」へと向上

企業統治改革については、スチュワードシップ・コードおよびコーポレートガバナンス・コードを策定したところであるが、これはゴールではなくスタートである。たとえば、一部上場企業のうち、独立社外取締役を選任している企業は約9割（15年7月時点）、コードが求めている2名以上の独立社外取締役を選任している企業は約5割（同）にのぼっているが、今後はさらに「形式」から「実質の充実」へと次元を高めていく必要がある。このため、新たに設置した「スチュワードシップ・コードおよびコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（第1回会議は9月24日開催、第2回は10月20日開催）において、企業経営者、内外投資家、研究者等の有識者による議論・提言や、ベストプラクティスを情報発信しながら、上場会社全体のこ

「ポレートガバナンスのさらなる充実を促していく。第2回の会議では、「各原則が実施（コンプライ）されている率は高いものの、踏み込んだ説明（エクスプレイン）を躊躇する傾向が見受けられる」との内容を含んだ意見書が公表されている。

③フィデューシャリー・デューティーの浸透・実践

投資信託・貯蓄性保険商品等の商品開発、販売、運用、資産管理それぞれに携わる金融機関等が、真に顧客のために行動しているかを検証するとともに、この分野における業者や自主規制団体等の積極的な取組を支援することで、フィデューシャリー・デューティーの徹底を図る。たとえば、以下の取組みを促していく。

投資運用業者…系列販売会社との間の適切な経営の独立性の確保、顧客の利益にかなう商品の組成・運用等

保険会社…顧客のニーズや利益に真にかなう商品の提供等

販売会社…顧客本位の販売商品の選定、顧客本位の経営姿勢と整合的な業績評価、商品のリスク特性や各種手数料の透明性の向上、これらを通じた顧客との間の利益相反や情報の非対称性の排除等

④金融機関による資産運用の高度化の促進
金融機関の資産運用の高度化は、市場の活性化や国民の安定的な資産形成を通じて経済の持続的成長に資するものである。と

くに保険会社の資産運用能力の向上は自身の競争力強化にとって重要であると同時に、顧客の利益や国民の安定的な資産形成、さらには、わが国資本市場の発展に寄与するこうした点をふまえ、ビジネスモデルにおける資産運用の位置付けや運用の高度化に向けた取組みについて、経営としての問題認識や取組みの状況を確認する。

また、信託銀行・投資運用業者等の資産運用およびその関連業務について、運用の専門人材の確保・育成を含め、高度化に向けた取組みを促していく。

預金取扱金融機関の証券運用についても、低金利環境下における運用方針についての経営の考え方を聴取するとともに、運用方針に見合う適切な態勢が確保されているかについて検証する。

(2)市場の公正性・透明性の確保に向けた取組みの強化

市場の公正性・透明性の確保に向けて、金融庁として取り組む施策には以下のものが含まれる。

①会計監査の質の向上

(ア)会計監査のあり方に関する検討

今後の会計監査のあり方について、経済界、学者、公認会計士、アナリスト等関係各界の有識者から提言を得ることを目的として、「会計監査のあり方に関する懇談会」を開催し、その提言等をふまえ、会計監査の信頼性の確保に向け、金融庁として

必要な対応を行う。第1回懇談会は10月6日に開催され、たとえば関与会計士の力量や監査法人のマネジメント、監査先企業のガバナンスといった課題について議論が行われた。

(イ)監査法人等の適正な業務運営の確保

会計監査に対する市場の信頼を確保していくためには、監査法人や公認会計士による適正な業務運営を確保していく必要がある。

このため、虚偽記載が認められる企業の財務書類について、故意に虚偽記載がないものとして、または相応な注意を怠り、重大な虚偽記載がないものとして監査証明した監査法人や公認会計士に対しては厳正に対応する。

また、公認会計士・監査審査会においては、監査法人等を取りまく環境をふまえ、監査法人等のリスクに応じた効果的・効率的な審査・検査を実施する。とくに適正な監査が行われなかった場合に市場に大きな影響を及ぼす企業の監査を行う監査法人等に対しては、検査のフォローアップの強化等、そのリスクをふまえた検査の実効性向上を図る。

②市場監視機能の強化

(ア)監視手法の多面的・複線の活用による機動的な市場監視の実施

さまざまなチャネルを通じて得られる情報を総合的に管理し、分析するとともに、

個別取引や市場動向の審査・調査により、市場における問題を前広に把握し、現下の国内外の金融資本市場をとりまく急速な環境変化に対し、機動的に市場監視を行っていく。その際、行政処分や刑事告発等の一定の「出口」とらわれずに、証券・開示検査や取引調査等の監視手法の多面的・複線の活用を進め、感度を一層高めた情報収集・分析を行うとともに、対応を要する問題にタイムリーに取り組んでいく。

また、引き続き、発行市場・流通市場全体に目を向けた複眼的な監視を行い、違反行為の全体像を解明し、適切な法執行に努める。

(イ)市場規律の強化に向けた取組み

検査・調査を通じて把握した経営・内部管理態勢等を含めた問題点について、その根本原因的な確かな追究・評価を通じて、市場規律の強化に向けた制度・監督行政上の論点や、市場における共通課題・インプリケーションを抽出する。

また、投資者保護を図るためには、違法行為の未然防止が最も効果的であり、自主規制機能を含む市場関係者等による自主的な取組みを通じた市場規律機能の強化を通じて、こうした効果が得られるよう、市場関係者等との対話・認識の共有をプロアクティブに実施していく。すでに取引所・日証協など複数の関係者との意見交換も実施している。

不公正取引等に関する過去の事例をまとめた課徴金事例集の公表等において、違反行為の未然防止に資する観点から内容を充実させるとともに、事案の内容および問題点が的確に伝わるよう、具体的にわかりやすい説明を行うことで、効果的な情報発信に努める（8月に課徴金事例集を公表しており、その概要を本誌にも投稿予定）。

展、IT技術の革新等の環境変化に適切に対応し、わが国金融業が将来にわたり質の高いサービスを提供できるよう、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組みを進めていく必要がある。

(1)企業の価値向上、経済の持続的成長と地方創生に貢献する金融業の実現

金融機関のビジネスモデルはさまざまであり、多様なビジネスモデルを有する金融機関が存在することは、わが国の金融業の厚みにつながるものである。また、金融機関においては、担保・保証に依存する姿勢を改め、取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価（事業性評価）し、産業・企業の競争力・生産性（稼ぐ力）の向上や、円滑な新陳代謝の促進を金融面から支援することが期待される。

国内においては、低金利競争や貸出残高増加の動きもみられるが、産業・企業の実業性向上に貢献するような競争を行うことが、地域経済の発展と自らの収益基盤の安定の強化にもつながる。こうした考え方のもと、次に掲げる四つの新たな取組みを含めた対応を行い、金融機関との対話を深めていく。

①金融仲介機能の質の改善に向けた取組み（企業ヒアリング等）

融資先企業へのヒアリング（本事務年度を通じて1000社程度）により、取引金融機関に対する顧客の評価（優越的地位の

金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保

金融行政方針に記載した二つ目の重点施策は、間接金融に関する課題である。市場の混乱時や景気の下局面においても、金融機関が企業・経済を十分に支えられるためには、金融システムが健全であることが必要である。また、人口減少や高齢化の進

「濫用を含む」を把握する。金融サービスの質を評価するに際しては、金融サービスの利用者（顧客）である企業側の期待やニーズ等を知ることが重要であり、ヒアリング結果をもとに金融機関との対話を進め、金融仲介機能の質の改善につなげていく。

②金融機関のガバナンスの検証

人口減少等によって金融機関の経営環境の厳しさが増しているなか、対応策の検討を進めている金融機関もあるが、全体として差異がみられる。たとえば、経営に外部や現場の意見が届いているか、優れた人材が経営陣に登用される仕組みになっているかを含め、オン・オフ一体のモニタリングにより、金融仲介機能の発揮に係るガバナンスを重点的に検証し、その改善を促していく。

③金融仲介の取組みを客観的に評価できる多様なベンチマークの検討

金融機関との間で、事業性評価に基づく融資やコンサルティング機能の発揮についてより深度ある対話を行うためには、各金融機関の果たしている金融仲介機能について客観的な評価目標を策定し、金融機関と共通の目標で議論を行っていく必要がある。こうした観点から、前述の企業ヒアリングの結果や外部有識者の知見等を活用して、多様なベンチマーク（地域における取引企業数の推移、支店の業績評価等、金融機関ごとの比較を可能とする計数等）を検討す

る。

④外部有識者の知見を活用した金融仲介のあり方の検討

金融機関による地方創生に貢献する取組みが、金融機関自身の持続可能性の向上につながっていくことが重要であり、こうした好循環を実現するため、地域経済や地域金融、経営等に知見を有する外部有識者の助言を得つつ検討を行い、担保・保証に依存した融資姿勢からの転換や、産業・企業の生産性向上に資する金融仲介のあるべき姿勢等を議論していく。

なお、これらの四つの対応のほか、ゆうちよ銀行・かんぽ生命による、経済の持続的成長や国民の資産形成、民間金融機関と補完的に地方創生への貢献につながるビジネスモデルの構築を支援する。

(2)金融システムの健全性維持（景気に左右されない金融仲介機能の発揮）

以上のような金融仲介機能の十分な発揮の前提として、金融システムの健全性維持は欠かすことができない課題である。

景気の動向に大きく左右されることなく金融仲介機能が十分に発揮されるためには、金融機関において経済や市場のストレス時にも想定した健全性確保のための取組みが進められることが重要である。このような考え方のもと、本事務年度においては以下に掲げた事項を含め、対応を進める。

①マクロブルーデンス

金融機関の健全性は、内外の経済や金融・資本市場の動向により影響を受ける。他方、個々の金融機関の行動も、総体として、経済や金融・資本市場全体に大きな影響を及ぼしうる。このため、それぞれの動向を常時把握し、両者間の相互作用を分析することが重要である。

こうした観点から、金融庁においては、本年7月に設置した「マクロブルーデンス総括参事官室」のもと、市場分析部門、監督部門、検査部門等による一体的なモニタリングを通じて、金融セクター全体に内在するリスクの状況をフォワード・ルッキングに分析していく。具体的には、グローバルなマクロ経済・金融市場や市場参加者の動向、資金の流れを把握・分析するとともに、大手金融グループを中心に、金融機関のビジネス、貸出・運用動向等のリアルタイムな把握に努める。これらの実態把握と分析を通じて、わが国金融システムに及ぼす潜在的リスクが顕在化した場合においても金融システムの健全性が維持されるよう、金融機関や関係当局との対話を深める。

②経営管理態勢・リスク管理等の水準向上
金融機関の経営の健全性が確保されるためには、各金融機関が志向するビジネスモデルに応じた経営管理態勢・リスク管理等の充実に向けた取組みが進められることが重要である。こうした考え方に基づき、(イ)国内でグローバルに活動する金融機関、(イ)国内で

活動する金融機関、(ウ)保険会社、のそれぞれについて検証上の着眼点を示している。
(ア)グローバルに活動する金融機関

クレジットサイクルを意識した経営、すなわち、将来の経済・市場の大きな環境変化が起こりうることを十分に意識した経営を行うことが重要であり、この観点から、金融機関との議論を深めていく。あわせて経済や市場のストレス時においても十分な金融仲介機能を発揮できるよう、健全性が確保されており、ストレス時への備えが十分にされているかについて検証する。

(イ)国内で活動する金融機関

地域における人口減少や高齢化、金利低下等により金融機関の経営環境が厳しさを増すなか、各金融機関にとっては、健全性を維持し、将来にわたり金融仲介機能を十分に発揮するため、自らのビジネスモデルの持続可能性について検討し、中長期的な経営戦略を策定・実行するとともに、強固な経営管理態勢を構築することが重要である。

(ウ)保険会社

保険業をとりまくビジネス環境の変化や保険に対するニーズの多様化が進むなか、保険会社には、リスク管理を収益管理や経営戦略と一体的に検討し、保険引受け・資産運用両面で顧客の利益につながるような持続可能なビジネスモデルを追求することが求められている。こうしたなか、保険会

社においては強固で実効性ある経営管理態勢や統合的リスク管理態勢の整備・高度化が進められることが重要である。

IT技術の進展による
金融業・市場の変革への戦略的な対応

金融行政方針に掲げる重点施策の一つとして、IT技術の進展による金融業・市場の変革への戦略的な対応がある。

FinTechと呼ばれる金融・IT融合の動きは、従来みられなかったような多様な金融サービスの提供等で顧客利便の向上をもたらしとともに、将来の金融業・市場の姿を大きく変えていく可能性がある。その一方で、サイバー攻撃はいまや金融システム全体に対する最大の脅威となっているほか、アルゴリズム取引等のIT技術を駆使した取引が市場に及ぼす影響力も増大している。

(1) FinTechへの対応

足もと、すでにスマートフォンでの金融取引等の決済サービスを起点に、人工知能(AI)による与信審査、投資アドバイスを資産運用等、FinTechを活用した動きが広がっており、金融業の「アンバンドリング化」ともいうべき構造変化がみられ始めている。市場分野においても、取引所の機能の変容等、構造変化の兆しがみられている。

ひるがえって、現状をみると、こうした構造変化の動きを敏感にとらえ、ITベン

チャー等のノンバンク・プレーヤーと金融機関との連携・協働等がみられている欧米の状況に比べ、わが国ではこのような有機的な対応が遅れている。

また、わが国金融機関が提供する決済サービスは、国際的に活動する企業・個人のニーズ(グローバルなキャッシュマネジメントサービス、全銀システムの仕様の国際標準化、安価な海外送金手数料等)に十分対応できているとはいえないという課題もある。こうした課題については、すでに金融審議会において「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」および「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」の二つの作業部会を立ち上げ、検討が進められているところである。

金融庁としては、わが国がFinTechの動きに速やかに対応し、将来の金融ビジネスにおける優位性を確保するため、前記の金融審議会の場に限らず、民間部門と協働しつつ、海外事例の調査等を通じてFinTechの動向をできるだけ先取りして把握していく。とくにFinTechの担い手としてITベンチャー等の非金融業者との連携が重要となっていくと考えられることから、金融庁としてもこうしたプレーヤーと積極的に意見交換を行っていく。そのうえで、利用者保護という金融行政上の課題と両立させつつ、将来の金融業・市場の発展と顧客利便

性の向上につなげていくとともに、内外の専門家の知見を積極的に活用し、技術革新がわが国経済・金融の発展につながるような環境を整備する。

(2) サイバーセキュリティの強化

金融分野におけるインターネットの利用拡大やサイバー攻撃自体の高度化が進むなかで、サイバー攻撃により金融機関や金融市場インフラの機能が停止する等のリスクが増大していることをふまえれば、いまやサイバーセキュリティの確保は金融システム全体の安定のための喫緊の課題となっている。とくに金融機関の経営者においては、担当者任せにせず、積極的にリーダーシップをとって取り組んでいくことが期待されている。サイバー攻撃は脆弱なところから狙われる場合もあり、行政も含め、全体としてのサイバーセキュリティの向上が必要不可欠である。

金融庁としては、本年7月2日に公表した「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」において掲げた五つの方針 (i) サイバーセキュリティ強化に係る金融機関との建設的な対話と一斉把握、(ii) 金融機関同士の情報共有の枠組みの実効性向上、(iii) 業界横断的演習の継続的な実施、(iv) 金融分野のサイバーセキュリティ強化に向けた人材育成、(v) 金融庁としての態勢構築 (本年7月に庁内における情報の一元的集約、組織横断的な企画・調整部署

として「サイバーセキュリティ対策企画調整室」を設置) に沿って、官民一体となって金融システム全体の強靱性の向上に取り組んでいく。

国際的な課題への戦略的な対応

金融行政方針における重点施策としては、国際的な課題への戦略的な対応についても記載している。

08年の世界的な金融危機以降、毎年新たな金融規制が提案され、国際的には規制強化の動きが継続している。そのなかで、こうした規制の副作用 (規制強化が成長資金の供給に及ぼす影響) や予期せざる影響 (シャドーバンキングの肥大化、市場における流動性低下) も懸念されている。また、金融機関の活動や取引のグローバル化に対応するため、監督当局間の国際協調・連携をさらに推進していく必要性が高まっている。

III 金融庁の改革

金融庁のガバナンス

最後に、金融行政方針においては、金融庁自身の改革についても記載している。

金融行政を遂行していくに際しては、金融をとりまく内外の環境変化に遅れをとらず、むしろ先取りする態勢構築が必要である。民間金融・経済の実情を的確に把握す

る。

国際的な金融規制改革は、世界経済の持続的な成長と両立するものでなければならぬ。規制改革アジェンダが一通り達成されたいまこそ、規制体系が世界経済全体のために最適なものとなっているか検証すべき時期と考えられる。今後、経済成長と金融システムの安定との両立を確保し、規制の複合的な効果による悪影響等にも配慮した、全体として最適な金融規制の構築を推進すべく、国際的な場で積極的に発信・貢献していく。

また、このような国際的な金融規制改革の取組みに加え、当局間の国際的なネットワークの強化に向け、緊急時の対応に備えた平時からの監督協力の体制を強化していくとともに、金融機関等のクロスボーダーの相互進出支援を含め、アジア諸国等との金融協力のさらなる強化に取り組んでいく。

ことが必要不可欠であり、このためには、金融行政に対し外部からの提案や批判等が常に入る「開かれた体制」の構築と、金融庁職員が積極的に国益へ貢献するための意識改革を推進していくことが重要である。こうした観点から、金融庁では、外部の専門的・客観的な組織診断も利用して、組織体としての金融庁の姿を客観的に把握しつつ、以下のような取組みを進めていくこと

とする。

(1)開かれた体制の構築

金融行政の考え方を外部に対して発信していくとともに、外部の専門家の積極活用等により、金融行政について民間の有識者の有益な意見や批判が継続的に反映される意思決定の仕組みの構築に取り組んでいく。そのような取組みの一環として、外部有識者により構成されるアドバイザリーボードの創設や、金融機関等からの率直な意見や批判等を取り込んでいくために「金融行政モニター（仮称）」の設置を検討する。この「金融行政モニター（仮称）」については、すでに検査モニター制度として、検査を受けた金融機関の意見等を聴く仕組みが存在しているが、意見の聴き手が金融庁職員であり、必ずしも率直な意見を伝えるにくいことも考えられることから、第三者である外部専門家に意見・批判をくみとつもらう仕組みを設け、また、意見等の対象も検査に限らず金融行政全般に拡げることとしている。

(2)金融庁職員自身の意識改革

金融庁職員の一人ひとりが、省益ではなく「国益への貢献」を追求し、困難な課題にも主体的（プロアクティブ）に取り組んでいくことを目指し、そうした職員を任用・昇格により評価する等の業績評価のあり方の検討をはじめとした取組みを推進していく。

加えて、視野が広く専門性の高い職員を育成すべく、中小企業や外国の先進的な金融機関への派遣により民間経験を積むことや、さまざまな研修機会の提供等、人材育成制度の見直し・充実を図るとともに、年次・職種にとらわれない任用・昇格や、外部からの採用拡大等を行い、職員の資質の向上に努めていく。

金融行政のあり方…金融機関の創意工夫を引き出す行政

金融行政方針においては、今後の金融行政の進め方・手法についても記載している。金融機関は、業種・規模等に依りてそれぞれが異なる環境のなかでビジネスを行っており、各金融機関が自らのおかれた環境をふまえ、それぞれに創意工夫を積み重ねることにより、より優れた業務運営（ベストプラクティス）を目指すことが、わが国金融の質の向上につながると考えられる。本方針で求めている施策の多くも、最低限の基準を満たせばよいというものではなく、ベストプラクティスに近づくための方策を、ともに考えようとするものである。

こうした考え方のもと、金融庁としては、金融機関がとるべき行動等について、これを仔細に規制するのではなく、その趣旨・精神を示すプリンシプルの形成・共有や、当該プリンシプルの理解を深めるための優

良事例の公表、金融機関の業務の状況を適切に顧客等のステークホルダーに知ってもらうためのディスクロージャーの充実の促進を通じて、金融機関等との対話を推進し、自主改善を促していく。

なお、法令等に規定されるミニマムスタンダードとしての「ルール」の遵守に課題のある金融機関等に対しては、引き続き検査・監督において厳正に対処していくことに変わりないが、その際においても問題の根本原因を検証し、抜本的な改善につなげることを目指す。

今後の金融行政においては、金融機関等の個々の活動を細かく規制するのではなく、金融機関等の創意工夫を引き出すことで、全体として質の高い金融サービスの実現を図っていくことが有効であると考えられる。

もりのぶちか

80年東京大学教養学部卒、大蔵省入省。03年外務省在ニューヨーク日本国総領事館領事兼在アメリカ合衆国日本国大使館参事官、04年同アメリカ合衆国日本国大使館公使、06年金融庁監督局総務課長、07年総務企画局総務課長、09年総務企画局参事官（監督局担当）、10年同審議官（監督局担当）、11年同総括審議官、13年検査局長、14年監督局長、15年長官。